

市第 201 号議案

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 3 月18日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成22年12月横浜市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「平成23年 4 月 1 日」を「平成23年 5 月 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

災害発生に対し安定的な執行体制を確保するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

附 則

（ 施行期日 ）

- 1 この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
平成 23 年 4 月 1 日

（ 第 2 項 から 第 8 項 まで 省略 ）